

# 高坂駅東口第一地区の地区計画

## ◆地区整備計画

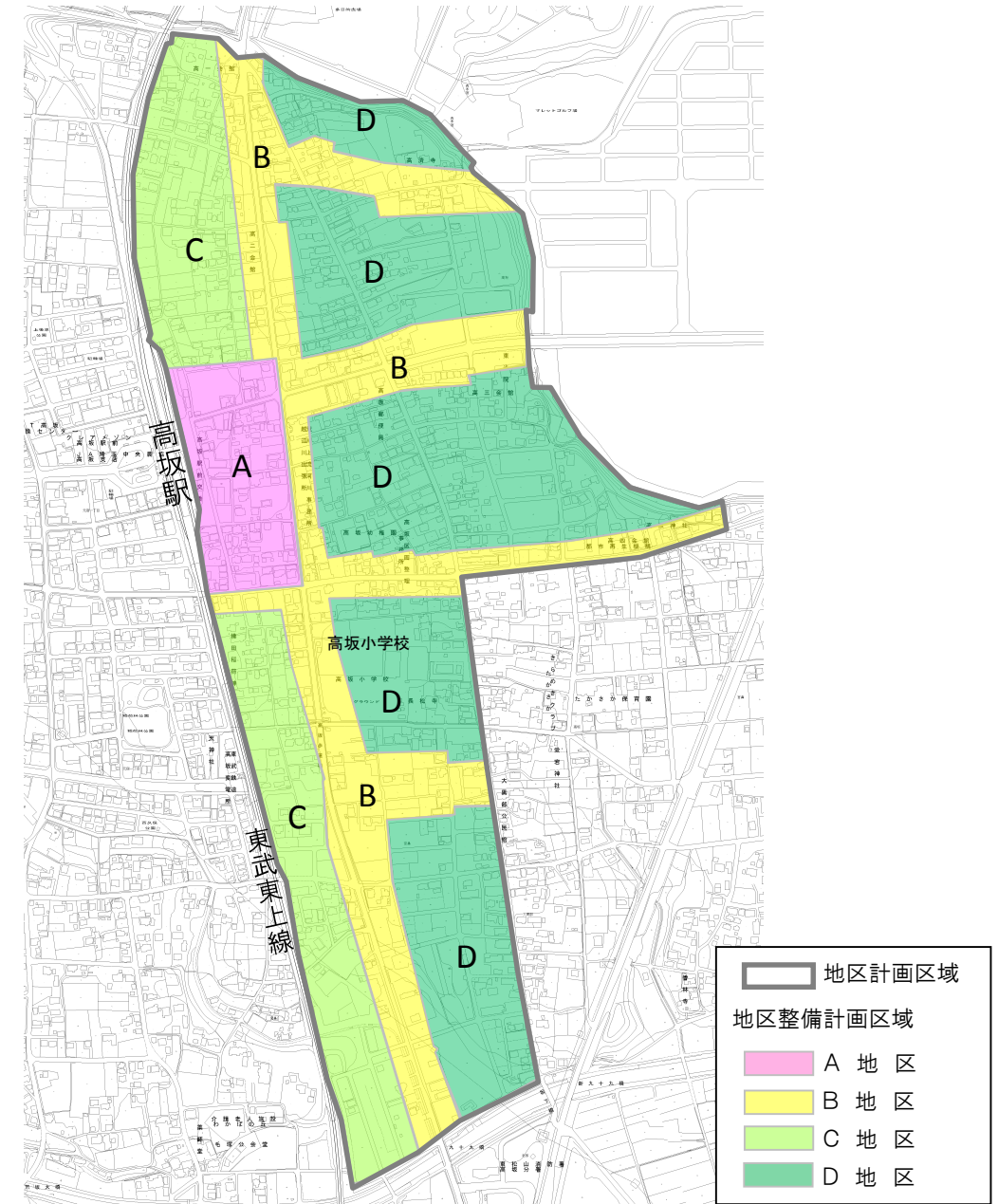
当初決定:平成16年3月30日決定 東松山市告示第140号

最終変更:平成20年10月1日決定 東松山市告示第313号



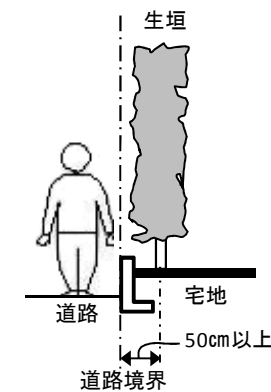
地区の区分 (用途地域)	A地区 (近隣商業地域)	B地区 (第一種住居地域)	C地区 (第一種住居地域)	D地区 (第一種中高層住居専用地域)
区分の面積	約4.8ha	約19.8ha	約14.2ha	約32.0ha
建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)倉庫業を営む倉庫 (2)畜舎(15㎡を超えるもの) (3)工場(建築基準法施行令第130条の6に規定するものを除く)			
建築物の敷地面積の最低限度	132㎡ ただし、土地区画整理事業での換地面積が132㎡に満たない敷地については換地面積とする。			
壁面の位置の制限	—	建築物の壁若しくはこれに代わる柱(自動車車庫の柱を除く)の面から、道路境界線及び隣地境界線までの距離は1.0m以上とする。		
建築物等の高さの最高限度	—	15m		
建築物等の形態又は意匠の制限	建物及び屋外広告物は美観風致を良好に保つため、刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。 敷地地盤面の盛土の高さはその敷地が接する道路の中心線の最も高い地点から30cm以内とする。			
かき又はさくの構造の制限	道路境界及び隣地境界に設けるかき又はさくは、次の各号の一つに掲げるものとする。 (1)生垣(樹木は、道路境界より50cm以上後退させて植栽し、枝や葉が道路部分に張り出さないようにする。) (2)敷地地盤面からの高さが1.5m以下の竹垣、板さく。ただし、道路境界に設けるものにあつては、道路側に植栽帯を設け、植栽を施すものとする。 (3)敷地地盤面からの高さが1.5m以下の透視可能なフェンスで基礎の高さは60cm以下のもの。ただし、道路境界に設けるものにあつては、植栽帯を設け植栽を施すものとする。 (4)敷地地盤面からの高さが1.5m以下のブロック塀等。ただし、道路境界に設けるものにあつては、道路側に幅1m以上の植栽帯を設け、植栽を施すものとする。			
	ただし、駅前広場に面する部分には、かき又はさくは設置しないものとする。			

## ■地区区分図

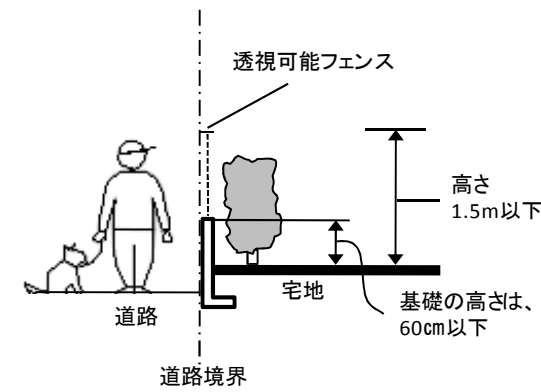


### かき又はさくの構造の制限

(1) 生垣は、道路境界より50cm以上後退させて植栽します。



(3) 透視可能フェンスは、高さを1.5m以下とし、道路境界に設ける場合は植栽帯を設けます。



(2)(4) 竹垣、板さく、ブロック塀等は、高さを1.5m以下とし、道路境界に設ける場合は、道路側に植栽帯を設けます。ブロック塀等の場合には、植栽帯の幅を1m以上とします。

